

三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(最終案)の修正箇所一覧について

最終案頁	項目	修正前(中間案)	修正後(最終案)	備考
P1	目次	第1章 序説 3 旧総量削減計画の実施状況……3	(参照編:旧総量削減計画の実施状況)……24	旧総量削減計画の実施状況の箇所は、本計画の最終の参照編に移しました。 ※目次全体のページ訂正
P3	表2-1のタイトル	表2-1 総量削減目標	表2-1 窒素酸化物及び粒子状物質排出量に係る目標量	修正
〃	表2-1の中	粒子状物質 排出量(t/年)	粒子状物質 排出量(t/年)注)	詳細説明
〃	表2-1の下	—	出典:「次期三重県総量削減計画策定委託業務報告書」 「平成23年度総量削減対策の在り方検討業務報告書」(環境省)	出典追加記載
〃	表2-1の下	注2)表2-1の各総量の算定は、「平成20年度自動車排出ガス原単位及び総量検討調査」(環境省)を基に算定したものです。このため、表1.3.1の総量とは算定に用いた係数が異なり、差が生じています。	※2 表2-1の②、④、⑥の自動車排出総量の算定は、「平成20年度自動車排出ガス原単位及び総量検討調査」(環境省)を基に算定したものです。	詳細説明
〃	表2-1の下	—	注)環境省の調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である平成32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、今回示した目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量(一次粒子のみ)を参考までに示しています。	パブリックコメントによる指摘から修正
P5	2(ア)文章中	平成21年度の対策地域内の一次粒子状物質排出総量は2,270トンでした。	平成21年度の対策地域内の粒子状物質排出総量は2,270トンでした。	パブリックコメントによる指摘から修正
〃	2(イ)文章中	平成21年度の対策地域内における自動車から排出される一次粒子状物質の総量は303トンで、対策地域内全体の13.4%を占めています。	平成21年度の対策地域内における自動車から排出される粒子状物質の総量は303トンで、対策地域内全体の13.4%を占めています。	パブリックコメントによる指摘から修正
〃	グラフタイトル	一次粒子状物質排出量内訳(H21)	粒子状物質総排出量内訳(H21)	パブリックコメントによる指摘から修正
〃	グラフ下	—	※ 粒子状物質には、発生源から粒子状物質として排出された一次粒子と発生源からガス状物質として排出されたものが大気中で化学反応などにより粒子に変化した二次生成粒子とがありますが、自動車から排出される粒子状物質の排出状況を示すため一次粒子のみを計上しています。	パブリックコメントによる指摘から修正
P14	6(1)走行量	対策地域内における平成21年度の走行量は、乗用車(54%)、普通貨物車(20%)、軽乗用車(9%)の順に多くっており、この3車種で全体の83%を占めています。また、道路種類別では、一般国道の走行量が全体の37%、高速自動車国道が32%を占めており、一般国道と高速自動車国道に交通が集中していることを示しています。	対策地域内における平成21年度の走行量は、乗用車(50%)、軽乗用車(17%)、普通貨物車(16%)の順に多くっており、この3車種で全体の83%を占めています。また、道路種類別では、幹線道路の中の一般国道の走行量が全体の28%、高速自動車国道が25%を占めており、一般国道と高速自動車国道に交通が集中していることを示しています。	中間案では、平成22年度総量削減計画進行管理調査のNOx排出量の算定に用いた走行量を掲載していましたが、最終案では、本計画のNOx排出量の算定に用いた走行量データに改めました。
〃	6(1)の表のデータ	「道路種類別、車種別走行量(平成21年度)」、 「市町別、車種別走行量(平成21年度)」 出典:「総量削減計画進行管理調査」(平成22年度三重県)	「道路種類別、車種別走行量(平成21年度)」、 「市町別、車種別走行量(平成21年度)」 出典:「次期三重県総量削減計画策定委託業務報告書」	
P17	2(4)	(4)流入車への対応 対策地域外の事業者に対し、関係機関が連携し、あらゆる機会を通じて、排出基準適合車への早期代替について、啓発を行います。(国、県、事業者) 対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。(県、市町)	(4)流入車への対応 対策地域外の事業者に対し、関係機関が連携し、あらゆる機会を通じて、排出基準適合車への早期代替について、啓発を行います。(国、県、事業者) 対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。(県、市町)	今後、県と市町が連携して、流入車対策に取り組んでいくので修正

最終案頁	項目	修正前(中間案)	修正後(最終案)	備考
P18	3(3)	(3)国の機関及び地方公共団体による率先実行 公用車の最新規制適合車への早期代替や低公害車化に率先して取り組みます。(国、県、市町) また、公共事業や物品の調達等において物品等を輸送する際に、低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を貨物自動車運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生する自動車排出窒素酸化物等を可能な限り低減するよう努めます。(国、県、市町)	(3)国の機関及び地方公共団体による率先実行 公用車の最新規制適合車への早期代替や低公害車化に率先して取り組みます。(国、県、市町、一部事務組合) また、公共事業や物品の調達等において物品等を輸送する際に、低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を貨物自動車運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生する自動車排出窒素酸化物等を可能な限り低減するよう努めます。(国、県、市町、一部事務組合)	パブリックコメントによる指摘から修正
P20	4(4)	(4)自家用乗用車の使用自粛等 不要不急の自家用乗用車の使用自粛を呼びかけるため、ノーマイカーデー運動等の普及啓発に係る取り組みを推進します。(国、県、市町)	(4)自家用乗用車の使用自粛等 不要不急の自家用乗用車の使用自粛を呼びかけるため、ノーマイカーデー運動等の普及啓発に係る取り組みを推進します。(国、県、市町、一部事務組合)	パブリックコメントによる指摘から修正
P20	4(4)	徒歩の安全性を確保し、自転車の利用を促進するため、歩道・自転車道、駐車場を整備します。(国、県、市町)	徒歩の安全性確保や自転車利用促進のため、歩道・自転車道、駐車場を整備します。(国、県、市町)	文章修正
"	4(5)	(5)物流施設の複合化及び高度化の推進 トラックターミナル等の物流施設の複合化及び高度化を推進するとともに、機能、立地等を考慮したより効率の良い物流システムの構築のため、再配置及び集約立地を含めた物流拠点の計画的な整備を行います。(一部事務組合)	(5)物流施設の複合化及び高度化の推進 トラックターミナル等の物流施設の複合化及び高度化を推進するとともに、機能、立地等を考慮したより効率の良い物流システムの構築のため、再配置及び集約立地を含めた物流拠点の計画的な整備を行います。(事業者)	実施主体を修正
P22	6局地汚染対策の推進	国、地方公共団体、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等が連携を図り、局地的に高濃度の二酸化窒素や浮遊粒子状物質が観測される地域を中心として排出基準に非適合な車両の流入対策等、効果的な措置を講じます。	国、地方公共団体、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等が連携し、高濃度の二酸化窒素や浮遊粒子状物質が観測される時間帯、地形、沿道の状況等地域の实情に応じた効果的な措置を進めます。	修正
P25	参照表(2)	注)上記の総量は、平成14年3月に示された「改正自動車NOx法に係る総量削減等検討会検討結果報告書」(環境省)を基に算定したものです。	※上記の総量は、平成14年3月に示された「改正自動車NOx法に係る総量削減等検討会検討結果報告書」(環境省)を基に算定したものです。このため、表2-1の②、④、⑥の自動車排出総量とは算定に用いた係数が異なり差が生じています。	修正
P27	ア(4)	(県警察)	(三重県警察)	パブリックコメントによる指摘から修正
P28	イ(2)	—	・低公害車等導入助成 (CNG車38両、ハイブリッド車135両、新長期車206両、ポスト新長期車340両、低燃費車345両)	三重県トラック協会からの依頼により追加修正
P29	ウ(1)	—	・平成22年10月に「次世代自動車地域産官学フォーラム」を発足	中部経済産業局からの依頼により修正
"	ウ(3)	(国、県、市町、四日市港管理組合)	(国、三重県、各市町、四日市港管理組合)	パブリックコメントによる指摘から修正
P30	エ(3)	(四日市市、桑名市) ・近鉄富田駅、三岐鉄道北勢線9駅で駐輪場を整備(パークアンドライド)	(四日市市) ・近鉄富田駅で駐輪場を整備	修正
"	エ(4)	(三重県、市町、四日市港管理組合、四日市地域環境対策協議会)	(三重県、各市町、四日市港管理組合、四日市地域環境対策協議会)	パブリックコメントによる指摘から修正
P31	オ(1)	(三重県、市)	(三重県、各市)	パブリックコメントによる指摘から修正
"	オ(3)	(県警察)	(三重県警察)	パブリックコメントによる指摘から修正

最終案頁	項目	修正前(中間案)	修正後(最終案)	備考
P32	キ(1)	—	(経済産業省) ・平成22年5月に三重県など自治体と共に「中部充電インフラ普及コンファレンス」を設立し、充電器マップのHP掲載等を実施	中部経済産業局からの依頼により修正
”	”	(国、市) ・環境イベントや低公害車フェア等による普及啓発活動、交通安全運動等を通じて環境に配慮した自動車の使用を推進 (県警察、四日市地域環境対策協議会)	(国土交通省、各市) ・環境イベント等による普及啓発活動、交通安全運動等を通じて環境に配慮した自動車の使用を推進 (三重県警察、四日市地域環境対策協議会)	パブリックコメントによる指摘から修正
P33	ケ	(国、三重県)	(環境省、三重県)	パブリックコメントによる指摘から修正
”	コ(1)	(国、三重県、木曾岬町)	(環境省、三重県、木曾岬町)	パブリックコメントによる指摘から修正